

臨時福祉特別給付金が支給されます

平成10年分所得税等の特別減税の追加実施に関連して、老齢福祉年金受給者や在宅寝たきり老人の方に、「臨時福祉特別給付金」が支給されることになりました。

★支給の対象になる方は…？

臨時福祉特別給付金には、「臨時福祉給付金」「臨時介護福祉金」「臨時特別給付金」があり、平成10年8月1日現在で次に該当する方が対象になります。

1	臨時福祉給付金	老齢福祉年金や各種手当を受給している方 ①老齢福祉年金受給者 ②障害基礎年金等受給者 ③遺族基礎年金等受給者 ④児童扶養手当受給者 ⑤特別児童扶養手当受給者 ⑥特別障害者手当受給者 ⑦障害児福祉手当受給者 ⑧福祉手当（経過措置分）受給者 ⑨原爆被爆者諸手当受給者 ＊②や③の受給者の一部の方は町民税が課されていない方が対象となります。
2	臨時介護福祉金	町民税の所得割が課されていない65歳以上の方で、常時在宅介護を必要としている方 また、特別障害者手当等の受給者も対象となります。
3	臨時特別給付金	町民税が課されていない65歳以上の方

★支給される給付金はいくら…？

支給対象者1人につき、それぞれ次の金額が支給されます。

- (1) 臨時福祉給付金 10,000円
- (2) 臨時介護福祉金 30,000円
- (3) 臨時特別給付金 10,000円

※ただし、(1)と(2)を重複して受け取ることはできません。



★給付金を受けるには…？

給付金を受けるためには、支給申請の手続きが必要となります。支給の対象者であっても、この申請がない場合は給付金が支給されませんので、ご注意ください。

申請手続きは、11月25日(水)までに行ってください。支給の対象となる方は、所定の申請書（臨時福祉特別給付金支給申請書）に必要事項を記入のうえ、保健福祉課福祉係へ早めに提出してください。

詳しくは、保健福祉課福祉係 ☎(84)1211(内線216・217)へご相談ください。



11月25日までに
お忘れなく